

## 官民連携事業の推進のための中国ブロックプラットフォーム 要綱

### (名称)

第1条 本会は、「中国ブロックプラットフォーム」と称する。

### (目的)

第2条 本会は、中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）における公共施設等の整備・維持管理・運営等に関し、地域の産官学金間の連携の強化、地方公共団体及び民間事業者の能力の向上を図り、PPP/PFI事業（以下「官民連携事業」という）の導入を促進することにより、効率的かつ効果的な公共施設の整備・運営及び良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の成長を通じた住民の暮らしの向上に寄与することを目的とする。

### (組織)

第3条 本会は、中国ブロック内の産官学金の関係者で組織する。

2 本会への参加を希望する関係者は、その旨を事務局に申し出ることにより、参加することができるものとする。

### (事業)

第4条 本会は、関係府省その他の機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

- (1) 官民連携事業の案件の掘り起こし及びその形成・推進のための意見交換
- (2) 官民連携事業に関する情報・ノウハウの共有（セミナー・研修の開催など）
- (3) 全国協議会（仮称）からの情報提供及び中国ブロック内において地方公共団体単位で別途設置される地域プラットフォームからの取組状況の報告に基づく意見交換
- (4) その他、官民連携事業の導入促進のための事業

### (コアメンバー会議)

第5条 本会の円滑な事業実施・運営を確保するため、コアメンバー会議を置くこととし、構成員は別表に定めるとおりとする。

2 コアメンバー会議の運営に関し必要な事項は、コアメンバー会議が定める。

### (座長)

第6条 コアメンバー会議に座長を置き、構成員の互選により選任する。

2 座長は、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者に、その職務を代行させることができる。

### (事務局等)

第7条 本会の事務局は、内閣府及び国土交通省が務める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月4日から施行する。